

参 考 資 料

目 次

1 職員の給与関係

令和7(2025)年職員給与実態調査の概要	1
第1表 職員の平均給与月額等	2
第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	3
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	5
第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況	5
第7表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表 職員の住居手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	6
第10表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	7
第11表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	39

2 民間の給与関係

令和7(2025)年職種別民間給与実態調査の概要	41
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	42
第13表 民間における初任給の改定状況	43
第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	43
第15表 民間における給与改定の状況	44
第16表 民間における定期昇給の実施状況	44
第17表 比較対象従業員に係る職種	45
第18表 民間における職種別給与額等	46
第19表 職員給与と民間給与との比較における対応関係	53
第20表 民間における住宅手当の支給状況	54
第21表 民間における通勤手当の支給状況	55
第22表 民間における特別給の支給状況	57
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	57
第24表 民間における定年制の状況等	58

3 生計費関係

第25表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	59
-----------------------------	----

4 国及び都道府県の給与関係

第26表 都道府県のラスパイレス指数の状況	60
-----------------------	----

5 人事院勧告等の概要

61

1 職員の給与関係

令和7(2025)年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、令和7(2025)年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、令和7(2025)年4月1日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

(3) 調査の内容

令和7(2025)年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

(4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員	うち行政職員	警察官	教員
	人	人	人		
職員数	20,250	5,423	4,679	3,326	11,501
	円	円	円	円	円
給料の月額	363,845	336,729	337,992	351,632	380,162
扶養手当	8,139	7,546	7,916	13,204	6,954
給料の特別調整額	4,855	5,806	6,256	2,247	5,160
地域手当	14,607	13,969	13,974	14,612	14,906
住居手当	4,836	5,590	5,716	2,721	5,092
その他	497	1,227	446	499	152
計	396,779	370,867	372,300	384,915	412,426
	歳	歳	歳	歳	歳
平均年齢	41.5	41.2	41.7	39.4	42.3
	年	年	年	年	年
平均経年数	19.2	19.0	19.6	17.9	19.6

(注) 1 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない(以下第10表までにおいて同じ。)

2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の令和7(2025)年4月1日付け採用者を除いたものである。

3 「給料の月額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む(第4表において同じ。)

4 「その他」は、初任給調整手当、特地勤務手当等である(第4表において同じ。)

5 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第10項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。(以下第10表までにおいて同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

(注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用

2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用

3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経年数
一般職員	行政職	4,169	40.8	18.5
	事務職	673	43.8	22.7
	研究職	233	40.8	17.9
	医療職(1)	12	49.0	26.0
	医療職(2)	172	41.2	17.8
	医療職(3)	129	41.4	18.7
	技術職(1)	26	41.0	19.2
	技術職(2)	9	46.3	25.5
	小計	5,423	41.2	19.0
警察官	公安職	3,326	39.4	17.9
教員	教育職(1)	3,039	44.1	21.4
	教育職(2)	8,462	41.7	19.0
	小計	11,501	42.3	19.6
全職員		20,250	41.5	19.2

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員	行政職	%	%	%	%	%	%	%
	事務職	100.0	83.3	5.4	11.4	-	65.1	34.9
	研究職	100.0	47.1	20.4	32.5	-	32.8	67.2
	医療職(1)	100.0	97.9	1.3	0.9	-	67.4	32.6
	医療職(2)	100.0	100.0	-	-	-	58.3	41.7
	医療職(3)	100.0	93.6	6.4	-	-	31.4	68.6
	技術職(1)	100.0	70.5	29.5	-	-	9.3	90.7
	技術職(2)	100.0	57.7	42.3	-	-	7.7	92.3
	小計	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0
うち行政職員		100.0	79.2	8.0	12.8	-	58.4	41.6
警察官	公安職	100.0	77.9	7.5	14.5	-	60.7	39.3
教員	教育職(1)	100.0	61.6	5.0	33.4	0.1	89.3	10.7
	教育職(2)	100.0	95.9	2.5	1.7	-	52.7	47.4
	小計	100.0	93.7	6.3	0.0	-	43.6	56.4
全職員		100.0	94.3	5.3	0.4	-	46.0	54.0
全職員		100.0	84.9	5.9	9.2	0.0	56.4	43.6

(注) 計(%)は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第4表 職員の平均給与月額

その1 職員別

給与種目		職員の区分			警察官	教員
		全職員	一般職員	うち行政職員		
7 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 363,845	円 336,729	円 337,992	円 351,632	円 380,162
	扶養手当	8,139	7,546	7,916	13,204	6,954
	給料の特別調整額	4,855	5,806	6,256	2,247	5,160
	地域手当	14,607	13,969	13,974	14,612	14,906
	住居手当	4,836	5,590	5,716	2,721	5,092
	その他	497	1,227	446	499	152
	計(A)	396,779	370,867	372,300	384,915	412,426
6 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 354,605	円 328,988	円 331,883	円 339,230	円 370,929
	扶養手当	7,789	7,293	7,690	12,632	6,629
	給料の特別調整額	4,804	5,764	6,222	2,192	5,108
	地域手当	13,079	12,592	12,681	12,774	13,393
	住居手当	4,697	5,364	5,442	2,579	4,995
	その他	436	963	373	522	167
	計(B)	385,410	360,964	364,291	369,929	401,221
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		102.9 %	102.7 %	102.2 %	104.1 %	102.8 %

その2 給料表別

給与種目	給料の月額	扶養手当	給料の特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 334,403	円 8,179	円 6,826	円 13,942	円 5,721	円 482	円 369,553
事務職	338,291	4,878	1,211	13,086	4,890	119	362,475
研究職	357,598	7,933	4,590	14,064	6,429	1,178	391,792
医療職(1)	513,425	6,042	56,000	92,075	4,667	259,983	932,192
医療職(2)	343,294	5,823	2,737	13,370	5,990	6,802	378,016
医療職(3)	340,695	3,907	-	13,095	4,383	-	362,080
技術職(1)	324,846	3,019	-	12,458	962	-	341,285
技術職(2)	373,511	4,389	-	14,360	-	-	392,260
公安職	351,632	13,204	2,247	14,612	2,721	499	384,915
教育職(1)	395,935	8,441	3,353	15,493	5,482	31	428,735
教育職(2)	374,498	6,421	5,809	14,695	4,952	196	406,571

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の 区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) / (B)
	配偶者	子	父母等	計 (A)	子のうち特定 期間にある者		
一般職員	人 660	人 2,900	人 115	人 3,675	人 970	人 1,890	人 1.9
警察官	1,072	3,212	18	4,302	729	1,928	2.2
教員	1,067	5,782	209	7,058	1,786	3,695	1.9
全職員	2,799	11,894	342	15,035	3,485	7,513	2.0

(注) 1 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,938円である。
 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政職	事務職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	公安職	教育職 (1)	教育職 (2)	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員の給与に関する条例	1種	39						4			43
	2種	27			2			19			48
	3種	70		2	3	1		53			129
	4種	114		6	1	4		4			129
	5種	143		6	1	2		11			163
	6種	4		2							6
	7種	2									2
栃木県公立学校職員給与条例	1種								24	31	55
	2種		14						50	135	199
	3種								79	471	550
	4種								21	328	349
計	399	14	16	7	7		91	174	965	1,673	

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額が支給されている者はいない。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,761円である。

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	60 km未満	60 km以上 100 km未満	100 km以上 300 km未満	300 km以上 500 km未満	500 km以上 700 km未満		
受給者	人 35	人 2	人 5	人 0	人 2	人 44	円 33,636

第8表 職員の住居手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	人 3,890	人 1,193	人 356	人 2,341
11,000 円未満	8	4		4
11,000 円以上 28,000 円未満	2,300	645	216	1,439
28,000 円	1,582	544	140	898
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 25,174	円 25,412	円 25,421	円 25,016

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	人 18,314	人 4,835	人 2,797	10,682
交通機関のみ利用	955	800	101	54
交通用具のみ使用	16,862	3,691	2,629	10,542
交通機関 併用者 交通用具	497	344	67	86
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 11,772	円 14,408	円 13,621	円 10,096

第 10 表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1					1				
2									
3								1	1
4								10	
5								23	1
6						1		9	8
7								6	6
8									
9	6	3							
10		8	1						
11		114	2						
12		3	5						
13	7	11	67						
14		7	5						
15		119	17				1		
16		4	9				5		
17	12	7	86				30		
18	1	4	7				26		
19	1	80	9				14		
20	1	4	15				9		
21	11	10	84				7		
22	2	3	15	1			6		
23	1	91	21				1		
24		8	10	3			2		
25	10	13	20	2			4		
26	1	5	44	1		1	5		
27	3	79	19	13					
28		7	13	4					
29	122	13	22	9					
30	3	3	47	5			1		
31	6	6	26	14		1			
32	3	2	12	13					
33	126	2	18	12					
34	2	1	26	16					
35	3	3	8	7					
36	1		9	10					
37	99	1	41	12					
38	1	2	10	12					
39	9	1	12	20			1		
40	4		12	10			1		
41	2		20	20			1		
42	2		10	17	1		3		
43			31	20			9		
44			20	17			21		
45	2	1	13	15			6		
46			7	15			23		
47			20	18			41		
48			11	14			14		
49	3	2	8	16			14		
50			16	21	1		16		
51			7	19	1		21		
52			10	13			28		
53	4		7	25			15		
54			9	12			17		
55			7	17	1		14		
56	1		10	19	3		9		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57			5	17	2	12			
58			5	18	8	18			
59			11	25	10	29			
60	1		4	25	8	18			
61			1	26	12	16			
62			2	18	7	22			
63			9	17	14	13			
64			3	22	6	21			
65		2	2	14	10	33			
66			5	12	32	20			
67			2	12	32	9			
68			3	9	16	16			
69			2	10	18	13			
70			2	11	20	13			
71			2	7	24	13			
72		1	5	4	18	17			
73			1	7	14	142			
74			1	10	12				
75			2	2	18				
76			2	7	12				
77			1	5	11				
78			1	4	21				
79				3	16				
80			1	6	14				
81				3	10				
82			1	6	17				
83				1	10				
84				2	11				
85		1	1	50	56				
86			1						
87									
88									
89									
90									
91			2						
92									
93									
94									
95									
96									
97		1							
98									
99									
100			1						
101									
102									
103									
104			1						
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	450	622	977	795	467	682	111	49	16
構成比(%)	10.8	14.9	23.4	19.1	11.2	16.4	2.7	1.2	0.4
平均給料 月額(円)	227,948	254,292	300,969	368,037	394,666	412,383	436,164	477,945	533,625

人員計	4,169 人
平均給料月額	334,207 円

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある（以下第10表の各表において同じ。）。

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		2					
10							
11		6					
12			1				
13	3	6	3				
14		2	1				
15		3	8				
16		3	3				
17	6	5	6				
18		2	1				
19		2	9				
20		1	2				
21	1	9	6				
22		1	4				
23		2	14				
24			2				
25	3	8	3				
26	1		6	1			
27		5	5				
28		1	5				
29	11	10	9				
30			3				
31		1	8				
32			4				
33	8		8				
34			5	1			
35	1	1	3				
36			2				
37	7		4				
38	1		2				
39	2		2				
40			6				5
41	1		5				4
42			2	4			8
43			7				7
44				2			14
45			8	1			7
46	1		3	1			4
47			4	2			3
48			5	1			2
49		1	5				3
50				2			4
51			4	1			
52			1	1			1
53			4	2			1
54			2	6			
55			2	4			3
56			1	1			2

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57	1	1		1			
58			1	1		1	
59			1	4		3	
60	1		1	1		1	
61			1	1			
62						1	
63			2	6			
64			2	4	1	1	
65			2	4		2	
66			2	3	2		
67				4	2	1	
68				3	5		
69				1	5	2	
70				7	1	2	
71			1	5	6		
72			1	6	9	2	
73			1	1	13	6	
74				6	9		
75				3	1		
76				3	1		
77		1		4	6		
78				9	7		
79				4	6		
80			1	4	5		
81				5	3		
82				3	1		
83				2	2		
84			1	1	1		
85				33	11		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93			1				
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	48	73	206	159	97	90	-
構成比(%)	7.1	10.8	30.6	23.6	14.4	13.4	-
平均給料 月額(円)	225,442	256,680	303,915	378,739	395,822	409,893	-

人員計	673 人
平均給料月額	338,291 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		3	2		
6					1
7					
8					
9		7			1
10					
11					
12					
13		13			
14					
15			1		
16					
17		1			
18				2	
19					
20		1			
21		8			
22				3	
23		1			
24		1		2	
25		6			
26		2		1	
27					
28				1	
29		3		7	
30		1			
31		1		1	1
32		2		1	
33		4			
34				3	1
35		2		1	3
36		1		1	1
37					
38		1		2	
39		2		2	1
40		1		3	
41		1		1	
42		4		1	1
43		2			2
44		2		4	
45		2		1	2
46		2			2
47		4		1	3
48				1	1
49					3
50		2			1
51		1		1	5
52		2		1	1
53		2			1
54				4	2
55		1			
56		1			1

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57			1	14	
58			3		
59		1	2		
60			2		
61			2		
62		3			
63					
64		1			
65					
66					
67		1	2		
68		1			
69			2		
70					
71					
72		1	2		
73		1			
74			5		
75			1		
76			3		
77					
78			1		
79		1			
80			1		
81		1	8		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96		1			
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108		1			
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118		1			
119					
120					
121		1			
計(人)	-	102	83	46	2
構成比(%)	-	43.8	35.6	19.7	0.9
平均給料 月額(円)	-	294,575	380,893	439,276	511,850

人員計	233 人
平均給料月額	355,756 円

医療職給料表（１）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					2
7					1
8					
9					3
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22				1	
23		1			
24					
25		1			
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52				1	
53					
54			1		
55		1			
56					

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計 (人)		3	1	2	6
構成比 (%)		25.0	8.3	16.7	50.0
平均給料 月額(円)		376,200	476,900	511,750	579,950

人員計	12 人
平均給料月額	509,058 円

医療職給料表(2) (保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5		2					
6							
7							
8							
9		1					
10							
11							
12							2
13		2					2
14							1
15							
16							
17		5					
18			1				
19							
20		1					
21	1	5					
22			2				
23		1	2				
24		1					
25		4					
26		1	2				
27			3		1		
28		2	1				
29		3	1				
30			1				
31		1	4			1	
32							
33		1	1				
34					1		
35		1	1		1	1	
36		2				1	
37		2	2		1		
38					1		
39			1	1	1	1	
40					1		
41		1	2	1		1	
42				1			
43			2	1			
44					1	2	
45			1		1	3	
46					1	1	
47			1		1		
48					1	3	
49		1	1		2	1	
50					3		
51			2		2	1	
52					1	1	
53			3			5	
54				1	1		
55			3	1			
56							
57			1		3		
58					1		
59			1		1		
60				2	2		

給号 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61			3	1			
62					1		
63			1		1		
64					2		
65			1		1		
66					1		
67							
68							
69				1			
70				1	1		
71			1		1		
72				1	2		
73					1		
74					2		
75					1		
76					2		
77					4		
78							
79				1			
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		1					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計 (人)	1	38	45	13	48	22	5
構成比 (%)	0.6	22.1	26.2	7.6	27.9	12.8	2.9
平均給料 月額(円)	224,900	254,663	298,916	337,200	381,754	409,614	433,520

人員計	172 人
平均給料月額	332,792 円

医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7			4				
8			1				
9							
10			1				
11			2				
12							
13							
14							
15		4	3				
16							
17							
18							
19		2					
20							
21			4				
22							
23		4					
24			1				
25				2			
26			1				
27		5					
28							
29		1		1			
30		1					
31		3					
32			1				
33							
34		1		1			
35							
36			1				
37							
38				1			
39				1			
40							
41							
42				1			
43				3			
44							
45				1			
46				1	1		
47				1	1		
48				1			
49				1			
50				2			
51				2	1		
52					1		
53				1	1		
54				1			
55				1	1		
56				1	1		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57		1					
58				1	1		
59					2		
60				1			
61					1		
62				2	1		
63					2		
64				1	3		
65			1		1		
66				1	3		
67				1			
68							
69			1	1			
70					1		
71							
72				1			
73					1		
74					1		
75					3		
76			1		1		
77							
78				1			
79							
80							
81							
82					2		
83							
84							
85					20		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92				1			
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101				1			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165							
166							
167							
168							
169							
計(人)	-	22	22	35	50	-	-
構成比(%)	-	17.1	17.1	27.1	38.8	-	-
平均給料 月額(円)	-	269,173	295,936	340,717	391,844	-	-

人員計	129 人
平均給料月額	340,695 円

技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		4			
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33		1	1		
34					
35					
36					
37				1	
38					
39			1		1
40					
41					
42			1		
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53			1		
54					
55					2
56					
57			1		1
58			1		
59					4
60					1

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					1
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					1
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101				1	
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計 (人)	-	7	6	2	11
構成比 (%)	-	26.9	23.1	7.7	42.3
平均給料 月額(円)	-	246,471	304,617	338,700	383,236

人員計	26 人
平均給料月額	324,846 円

技術職給料表(2) (学校看護師に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31			1		
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57					
58					1
59				1	
60					
61					
62					
63				1	
64				1	
65					
66					
67					
68					
69					1
70					
71					
72					
73					
74					
75				1	
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					1
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109				1	
110					
111					
112					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
165					
166					
167					
168					
169					
計(人)	-	-	1	5	3
構成比(%)	-	-	11.1	55.6	33.3
平均給料 月額(円)	-	-	298,300	359,680	391,333

人員計	9 人
平均給料月額	363,411 円

公安職給料表（警察官に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1							1		
2									
3									
4									
5									
6									7
7									9
8									
9	27								4
10									
11	1								
12	4								
13	19		1						
14									
15	2								
16	4								
17	27								
18									
19	11								
20	1								
21	25								
22	1								
23	2								
24	4								
25	46	31	16						
26	3	14	10						
27	9	6	11						
28	5	1	11						
29	53	33	10						
30	6	15	15						
31	10	15	19					1	
32	4	9	11						
33	7	34	20					6	
34		23	17					1	
35	1	17	16					1	
36	3	10	8					5	
37	4	5	18						
38		6	16	1					
39		3	21					1	
40	1	3	12						
41		5	22				1	3	
42		3	10				1		
43		4	14				2		
44		5	12	1			4		
45		3	23		1		9	5	
46		1	18	1	3		6		
47		2	18	2	4		9		
48			16	1	7		4		
49		3	14		2		4		
50		2	27	1	5	1	7		
51		1	24	1	4	1	7		
52		2	19	3	8	1	4		
53		2	20	2	9	2	6		
54		1	12	4	8	1	3		
55		1	18	19	14		4		
56			14	23	7		5		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57		1	22	13	10	1	4		
58		1	13	12	11		2		
59		2	31	21	15	1	1		
60		1	15	20	11	2	3		
61			22	13	19		3		
62			22	17	14	2	4		
63		1	21	14	7	4	1		
64		1	16	8	17	1	5		
65			20	12	18	2	2		
66		1	23	17	9	1	1		
67			22	18	11	5	4		
68			13	20	11	3	4		
69			22	12	14	2	3		
70			10	17	21	3	5		
71			22	14	7	4			
72			25	21	15	4			
73			20	15	22	2	25		
74			18	19	7	1			
75			19	19	9	1			
76			18	22	12	5			
77			16	21	15	3			
78			11	12	12				
79			6	18	11	5			
80			7	19	12	4			
81			5	17	9	3			
82			5	15	10				
83			5	12	6	1			
84			2	16	7				
85			2	14	143	10			
86			5	13					
87			1	13					
88			6	20					
89			1	13					
90			3	19					
91			1	10					
92			3	7					
93			1	11					
94			2	13					
95			1	15					
96			3	11					
97			3	11					
98			3	8					
99				12					
100			3	3					
101			4	14					
102			2	9					
103			2	9					
104			3	4					
105			3	7					
106			2	6					
107				9					
108			2	6					
109			1	7					
110			2	6					
111			1	5					
112				7					

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
113			1	4					
114				6					
115				6					
116				8					
117				3					
118				2					
119				7					
120				8					
121			2	81					
122			2						
123			1						
124			1						
125									
126			2						
127			1						
128									
129									
130									
131			1						
132			2						
133									
134			1						
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計(人)	280	268	1,038	920	557	76	144	23	20
構成比(%)	8.4	8.1	31.2	27.7	16.7	2.3	4.3	0.7	0.6
平均給料 月額(円)	253,406	280,480	312,634	381,416	415,401	427,276	442,042	458,783	491,890

人員計	3,326 人
平均給料月額	351,604 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4		1			
5		20			
6		1			
7					
8		1			
9		32			1
10					
11		4			1
12		7			
13		23			4
14					7
15		2			5
16		1			7
17		45			3
18		1			8
19		5			4
20		4			8
21		32			3
22		3			
23		9			3
24		1			1
25		26			1
26		8			3
27		25			2
28		7			1
29		22			12
30		6			
31		37			
32		4			
33		12			
34		5			
35		17			
36		7			
37	1	27			
38		5			
39	2	22			
40		5			
41	1	20			
42		9			
43	2	17			
44		9			
45	2	37		1	
46		9		5	
47	1	12		12	
48	1	11		1	
49	1	24			
50		11		6	
51	1	23		8	
52		9			
53		18		5	
54		16		8	
55	1	24		13	
56	3	19		2	

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		19		2	
58	1	11		7	
59		24		5	
60		5		9	
61	4	18		1	
62	1	9		2	
63	3	22			
64		17		1	
65		15		12	
66	1	10			
67	1	28			
68	1	20			
69		24			
70	1	11			
71	2	26			
72		16			
73	2	16			
74	1	16			
75	1	26			
76	1	17			
77	3	21			
78	1	22	1		
79		22	1		
80		18			
81	4	14			
82	3	18	2		
83		16	2		
84	3	17	1		
85	2	17	2		
86	2	13	5		
87	5	10	5		
88	2	17	4		
89	3	28	5		
90	1	9	5		
91	2	11	4		
92	2	15	6		
93		17	7		
94		15	5		
95	1	12	8		
96	3	15	6		
97	1	21	1		
98	1	12	1		
99	1	6	3		
100		13	3		
101	3	13			
102	1	14	1		
103	2	10	1		
104	4	16			
105	3	13	2		
106	1	14			
107	2	12			
108	1	20			
109	1	13			
110	2	15			
111	2	13			
112	1	10			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113	1	18			
114	4	22			
115	1	25			
116		17			
117	3	24			
118	1	15			
119	2	16			
120	1	20			
121		16			
122		18			
123		19			
124		25			
125	1	26			
126	1	21			
127	1	25			
128		19			
129	3	23			
130		20			
131	1	22			
132	3	20			
133		25			
134	1	21			
135	1	23			
136		21			
137	1	28			
138	1	24			
139	2	18			
140		26			
141		31			
142		36			
143	1	28			
144	2	37			
145		336			
146	1				
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計(人)	132	2,652	81	100	74
構成比(%)	4.3	87.3	2.7	3.3	2.4
平均給料 月額(円)	304,519	374,286	439,190	459,140	478,560

人員計	3,039 人
平均給料月額	378,317 円

教育職給料表(2) (小中学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					11
7		1			32
8					57
9					75
10					38
11		1			54
12					16
13					24
14		2			40
15		1			16
16					16
17		178			24
18		1			16
19		7			12
20		3			15
21		199			5
22		5			4
23		16			5
24		11			3
25		183			3
26		3			1
27		26			1
28		14			1
29		239			1
30		6			
31		22			
32		17			
33		233			
34		11			
35		19			
36		13			
37		65			
38		8			
39		176			
40		16			
41		64			
42		25			
43		148			
44		10			
45		35			
46		24			
47		58			
48		21			
49		116			
50		24			
51		50			
52		28			
53		139			
54		21			
55		57			
56		37			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		118			
58		18			
59		54			
60		45		1	
61		68			
62		21			
63		97		1	
64		33			
65		62		5	
66		27		45	
67		94		74	
68		32		12	
69		65		36	
70		40		38	
71		89		43	
72		36		13	
73		47	1	20	
74		47		31	
75		100		19	
76		26		12	
77		42		11	
78		41		14	
79		90	1	7	
80		38		6	
81		38		3	
82		31		7	
83		69	1	6	
84		34		7	
85		43	3	84	
86		42	2		
87		76	3		
88		40	9		
89		43	1		
90		48	4		
91		58	1		
92		33	6		
93		44	1		
94		39			
95		48	4		
96		44			
97		53	1		
98		36			
99		35	2		
100		42			
101		50			
102		25			
103		43	1		
104		31			
105		37			
106		31			
107		37			
108		42			
109		46			
110		30			
111		37			
112		34			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		41			
114		45			
115		47			
116		35			
117		37			
118		30			
119		46			
120		26			
121		36			
122		27			
123		33			
124		36			
125		39			
126		29			
127		32			
128		32			
129		32			
130		32			
131		26			
132		19			
133		33			
134		21			
135		26			
136		34			
137		43			
138		31			
139		36			
140		29			
141		39			
142		27			
143		35			
144		34			
145		39			
146		32			
147		43			
148		39			
149		65			
150		65			
151		53			
152		67			
153		93			
154		95			
155		90			
156		100			
157		605			
計(人)	-	7,456	41	495	470
構成比(%)	-	88.1	0.5	5.8	5.6
平均給料 月額(円)	-	350,127	418,339	433,367	448,362

人員計	8,462 人
平均給料月額	360,783 円

第 11 表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 暫定再任用フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	145			/	89	52	2	2			
事務職	27			/	22	5					
研究職	14			/	14						
医療職(1)				/							
医療職(2)	12			/		4	8				
医療職(3)	3			/		3					
技術職(1)	1			/		1					
技術職(2)				/							
公安職	19			/	1	5	13				
教育職(1)	230	18	212								
教育職(2)	271		271								
給料表計	722										
60歳	1										
61歳	215										
62歳	202										
63歳	159										
64歳	145										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2及びその3において同じ。)

その2 暫定再任用短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	29			/	11	12	2		1	3	
事務職	1			/	1						
研究職	2			/	2						
医療職(1)				/							
医療職(2)				/							
医療職(3)	2			/		1	1				
技術職(1)				/							
技術職(2)				/							
公安職	2			/		1	1				
教育職(1)	18		18								
教育職(2)	251		251								
給料表計	305										
61歳	99										
62歳	75										
63歳	81										
64歳	50										

その3 定年前再任用短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	4				2	1		1			
事務職	1				1						
研究職	1				1						
医療職(1)											
医療職(2)											
医療職(3)											
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職	6					2	4				
教育職(1)	11		11								
教育職(2)	58		58								
給料表計	81										

2 民間の給与関係

令和7(2025)年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和7(2025)年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所931事業所

② 調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他54職種、合計76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した調査対象事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から187事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の各調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

事務・技術関係職種6,995人（初任給関係 340人、初任給関係以外 6,655人）であり、その他の職種が757人（初任給関係 9人、初任給関係以外 748人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、64,116人であり、うち事務・技術関係職種該当者は48,300人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第12表から第24表までのとおりである。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	148	33	16	21	56	22
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	4	1	—	—	1	2
製造業	86	15	11	14	36	10
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	16	5	—	2	6	3
卸売業、小売業	6	1	1	1	3	—
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	2	—	1	—	—	1
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	34	11	3	4	10	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が33所あった。
- 2 調査対象事業所187所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた181所に占める調査完了事業所148所の割合（調査完了率）は、81.8%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒	100人以上	26.7	(79.5)	(20.5)	(-)	73.3
	【参考】 50人以上 100人未満	25.8	(69.2)	(30.8)	(-)	74.2
高校卒	100人以上	22.9	(89.3)	(10.7)	(-)	77.1
	【参考】 50人以上 100人未満	22.6	(91.3)	(8.7)	(-)	77.4

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	234,094	240,897	222,762	241,500
	高校卒	194,013	202,847	184,861	192,333
新卒技術者	大学卒	240,908	244,514	236,860	214,900
	高校卒	188,171	195,317	181,370	205,000
計	大学卒	236,474	242,027	228,439	221,550
	高校卒	190,619	198,551	182,797	197,400

(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第 15 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目 企業規模	ベースアップ	ベースアップ	ベースダウン	ベース改定の
		実施	中止		慣行なし
		%	%	%	%
係員	100人以上	76.8	1.9	—	21.3
	【参考】 50人以上 100人未満	59.9	—	—	40.1
課長級	100人以上	58.8	4.3	—	36.9
	【参考】 50人以上 100人未満	53.1	—	—	46.9

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第 16 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目 企業規模	定期昇給制度あり						定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施							
		増額	減額	変化なし					
		%	%	%	%	%	%	%	
係員	100人以上	83.8	82.8	29.1	2.7	51.0	1.0	16.2	
	【参考】 50人以上 100人未満	100	94.4	33.9	—	60.5	5.6	—	
課長級	100人以上	73.6	71.8	26.5	1.6	43.7	1.8	26.4	
	【参考】 50人以上 100人未満	94.7	89.3	32.1	—	57.2	5.3	5.3	

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

第 17 表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係の長及び係長級専門職 〔係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めて集計している。〕
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。

第 18 表 民間における職種別給与額等

その1 常勤の従業員（再雇用者を除く。）
企業規模100人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 7 (2025) 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6	56.2	840,723	30,069	810,654
	工 場 長	23	54.0	854,415	2,078	852,337
	事 務 部 長	133	53.4	720,695	2,823	717,872
	技 術 部 長	186	53.3	763,942	2,460	761,482
	事 務 部 次 長	25	51.9	657,895	3,143	654,752
	技 術 部 次 長	28	52.6	669,307	2,731	666,576
	事 務 課 長	283	50.3	585,813	4,098	581,715
	技 術 課 長	535	48.6	639,576	12,146	627,430
	事 務 課 長 代 理	56	48.4	470,826	33,640	437,186
	技 術 課 長 代 理	100	47.8	543,954	35,311	508,643
	事 務 係 長	435	46.2	477,277	71,507	405,770
	技 術 係 長	530	45.2	517,719	91,954	425,765
	事 務 主 任	251	44.5	392,759	51,002	341,757
	技 術 主 任	203	39.8	438,000	64,062	373,938
事 務 係 員	1,537	39.2	354,110	37,592	316,518	
技 術 係 員	1,935	37.8	399,990	59,586	340,404	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	x	x	x	x	x
	研 究 部 (課) 長	12	52.6	891,179	0	891,179
	研 究 室 (係) 長	15	48.0	747,636	23,769	723,867
	主 任 研 究 員	56	51.1	725,922	28	725,894
	研 究 員	111	42.0	604,245	113,435	490,810
研 究 補 助 員	53	28.2	400,109	66,406	333,703	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 7 (2025) 年 4 月 分 平均 支給 額		
				き ま っ て 支給 する 給与 (A)	う ち 時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
医 療 関 係 職 種	病 院 長	x	x	x	x	x
	副 院 長	3	66.8	1,423,176	67,000	1,356,176
	医 科 長	x	x	x	x	x
	医 師	2	42.0	1,052,042	30,035	1,022,007
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	2	47.5	445,606	33,909	411,697
	薬 剤 師	7	34.9	390,878	19,734	371,144
	診 療 放 射 線 技 師	15	38.6	351,247	31,636	319,611
	臨 床 検 査 技 師	14	42.1	310,474	22,631	287,843
	栄 養 士	19	48.3	274,126	10,534	263,592
	理 学 療 法 士	44	33.5	402,444	40,129	362,315
	作 業 療 法 士	34	33.2	382,818	42,486	340,332
	総 看 護 師 長	3	51.2	515,923	26,516	489,407
	看 護 師 長	33	49.9	451,555	45,283	406,272
看 護 師	87	39.2	371,608	64,322	307,286	
准 看 護 師	31	49.8	320,711	49,428	271,283	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	3	61.5	719,623	0	719,623
	大 学 教 授	43	59.5	656,119	603	655,516
	大 学 准 教 授	28	48.7	499,022	0	499,022
	大 学 講 師	24	46.5	444,766	0	444,766
	大 学 助 教	6	47.2	374,650	0	374,650

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7(2025)年4月分平均支給額		
			き ま っ て 支給する給与 (A)	う ち 時間外手当 (B)	(A) - (B)
教育関係職種	高等学校校長	—	—	—	—
	高等学校教頭	x	x	x	x
	高等学校主幹教諭	—	—	—	—
	高等学校指導教諭	—	—	—	—
	高等学校教諭	25	49.1	394,823	4,424
技能・ 労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—
	守衛	—	—	—	—
	用務員	—	—	—	—
調査実人員合計	6,940				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 7 (2025) 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	—	—	—	—	—
	事 務 部 長	11	54.6	571,985	56	571,929
	技 術 部 長	16	54.3	471,052	33	471,019
	事 務 部 次 長	2	52.5	446,160	0	446,160
	技 術 部 次 長	2	40.5	588,450	0	588,450
	事 務 課 長	29	52.6	553,064	12,335	540,729
	技 術 課 長	21	51.0	488,257	44,506	443,751
	事 務 課 長 代 理	19	47.6	501,798	11,383	490,415
	技 術 課 長 代 理	17	44.7	493,604	88,283	405,321
	事 務 係 長	36	44.5	383,275	54,978	328,297
	技 術 係 長	14	48.1	394,596	51,326	343,270
	事 務 主 任	17	45.6	278,066	36,245	241,821
技 術 主 任	10	37.1	342,860	27,664	315,196	
事 務 係 員	133	38.0	273,780	23,541	250,239	
技 術 係 員	62	30.7	298,046	29,826	268,220	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—
	研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	—
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 員	—	—	—	—	—
研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 7 (2025) 年 4 月 分 平均 支給 額		
				き ま っ て 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—
	副 院 長	x	x	x	x	x
	医 科 長	—	—	—	—	—
	医 師	2	43.5	1,357,409	0	1,357,409
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	x	x	x	x	x
	薬 剤 師	3	54.2	396,758	429	396,329
	診 療 放 射 線 技 師	—	—	—	—	—
	臨 床 検 査 技 師	—	—	—	—	—
	栄 養 士	6	45.7	254,953	6,134	248,819
	理 学 療 法 士	3	46.2	264,191	15,111	249,080
	作 業 療 法 士	6	37.7	340,976	21,335	319,641
	総 看 護 師 長	x	x	x	x	x
看 護 師 長	6	60.2	409,192	16,926	392,266	
看 護 師	32	45.7	340,270	23,438	316,832	
准 看 護 師	13	46.0	254,901	2,700	252,201	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	—	—	—	—	—
	大 学 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 講 師	—	—	—	—	—
	大 学 助 教	—	—	—	—	—

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7(2025)年4月分平均支給額		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
教育関係職種	高等学校校長	—	—	—	—
	高等学校教頭	—	—	—	—
	高等学校主幹教諭	—	—	—	—
	高等学校指導教諭	—	—	—	—
	高等学校教諭	—	—	—	—
技能・ 労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—
	守衛	—	—	—	—
	用務員	—	—	—	—
調査実人員合計	463				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 再雇用者
企業規模100人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7(2025)年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	x	x	x	x	x
	事 務 ・ 技 術 部 長	6	64.5	380,065	0	380,065
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	2	61.5	290,000	0	290,000
	事 務 ・ 技 術 課 長	9	62.7	419,918	6,196	413,722
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	3	64.0	350,039	0	350,039
	事 務 ・ 技 術 係 長	5	62.4	480,520	33,845	446,675
	事 務 ・ 技 術 主 任	4	62.4	271,129	2,309	268,820
	事 務 ・ 技 術 係 員	329	62.9	297,659	18,541	279,118
調 査 実 人 員 合 計		358				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 7 (2025) 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	—
事 務 ・ 技 術 部 長	2	62.5	515,900	0	515,900
事 務 ・ 技 術 部 次 長	—	—	—	—	—
事 務 ・ 技 術 課 長	2	65.0	275,000	0	275,000
事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	—	—	—	—	—
事 務 ・ 技 術 係 長	x	x	x	x	x
事 務 ・ 技 術 主 任	x	x	x	x	x
事 務 ・ 技 術 係 員	13	66.0	313,154	33,110	280,044
調 査 実 人 員 合 計	19				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第 19 表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

第 20 表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	52.3%
支 給 し な い	47.7%
借家・借間居住者に対する 住宅手当月額の最高支給額の中位階層	30,000円以上 31,000円未満

(注) 1 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならないことがある。

第 21 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
100 %	(19.5) %	(49.5) %	(-) %	(30.9) %	- %

- (注) 1 () 内は自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。(その2及びその3、その4において同じ。)
 3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

その 2 自動車使用者に対する距離段階別定額制における月額支給の状況

距離段階別定額制における支給月額						
距離 (片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	円 4,139	円 5,490	円 10,601	円 15,489	円 20,673	円 25,845
距離 (片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	円 29,514	円 36,008	円 42,136	円 47,116	円 52,096	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その 3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
44.5 %	(50.7) %	(49.3) %	(-) %	(-) %	55.5 %

(注) () 内は外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その4 外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
%	%	%	%	%	%	%	%
—	—	—	62.8	—	—	15.8	—
月額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
%	%						
—	21.4						

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第 22 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	378,410	282,122
	上半期 (A2)	388,188	290,282
特別給の支給額	下半期 (B1)	844,074	564,331
	上半期 (B2)	940,891	583,731
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$	2.23	2.00
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$	2.42	2.01
	年間計	4.65	4.01

(注) 1 下半期とは令和6(2024)年8月から令和7(2025)年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.60月である。

第 23 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
53.6 %	46.4 %	50.3 %	49.7 %	49.6 %	50.4 %

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第24表 民間における定年制の状況等

その1 定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100 %	74.2 %	25.8 %	— %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業規模50人以上の事業所を対象として集計したものである（その2及びその3において同じ。）
 3 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない。

その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	給与減額あり	給与減額なし	
		60歳で減額	
課 長 級	51.9 %	23.3 %	48.1 %
非 管 理 職	43.8	23.3	56.2

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その3において同じ）。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

その3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
79.5 %	79.5 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係

第 25 表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和 7（2025）年 4 月）

費 目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	34,658	46,816	59,879	72,932	85,995
住 居 関 係 費	36,588	47,497	39,638	31,783	23,923
被 服 ・ 履 物 費	6,143	4,420	7,040	9,660	12,279
雑 費 I	21,708	31,815	44,307	56,786	69,277
雑 費 II	13,117	21,355	27,939	34,530	41,114
計	112,214	151,903	178,803	205,691	232,588

令和 7（2025）年 4 月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食 料 費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑 費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑 費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、本年 4 月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(90 世帯)に基づく費目別平均支出金額（日数を 365/12 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、全国の 1 人世帯の各費目別標準生計費に、全国と宇都宮市の本年 4 月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

4 国及び都道府県の給与関係

第 26 表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(令和 6 (2024) 年 4 月)

ラスパイレス指数	98 未満	98 以上	99 以上	100 以上	101 以上
		99 未満	100 未満	101 未満	
団 体 数	5	4	20	15	3

(注) 1 「令和 6 年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を 100 としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は 99.4 である。

3 総務省では、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、98.5 である。

5 人事院勧告等の概要

令和7年 人事院勧告・報告の概要



激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ・ 国家公務員行動規範の周知・啓発
- ・ 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- ・ 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- ・ 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- ・ 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

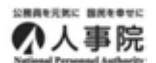
働きやすさと成長が両立する公務

- ・ 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- ・ 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- ・ 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- ・ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- ・ 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- ・ インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- ・ 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- ・ 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

令和7年 人事院勧告・報告の概要



官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - ・ 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - ・ 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ⇒ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

- 俸給
 - ・ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
 - ・ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
 - ・ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - ・ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特勤勤務手当等
 - ・ 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
 - ・ 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

- 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

本年の給与勧告のポイント①

月例給 民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円 (3.62%) を解消するため次のとおり改定

*いわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

● 俸給

- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)
【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)
- ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

● 本府省業務調整手当

- ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- ▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特地勤務手当等

- ▶ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特地勤務手当等 72円 はね返し分(*) 1,399円 *俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- ▶ 民間の支給割合 4.65月
- ▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月
▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)
- ▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に
0.025月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和7年度	期末手当 勤勉手当	1.25月(支給済み) 1.05月(支給済み)	1.275月(現行1.25月) 1.075月(現行1.05月)
8年度	期末手当 以降 勤勉手当	1.2625月 1.0625月	1.2625月 1.0625月

本年の給与勧告のポイント②

官民給与の比較方法の見直し

【考え方】

- 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とすることが必要
- 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当
- 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

【見直し内容】

- 官民給与の比較対象を【企業規模100人以上】とする
- 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京23区本店の【企業規模1,000人以上】と対応させる

現行

企業規模50人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
500人以上の本店事業所
の従業員と対応

見直し後

企業規模100人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
1,000人以上の本店事業所
の従業員と対応

本年の給与勧告のポイント③

①本府省業務調整手当の見直し【令和7年4月実施】

- ▶ 本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりを踏まえ、本府省業務調整手当を次のとおり見直し
- ・ 支給対象に本府省の幹部・管理職員を追加し、51,800円を支給
- ・ 本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引上げ
【引上げ額】・課長補佐級 10,000円
・係長級以下 2,000円

【本府省業務調整手当の手当額】 (指定職俸給表及び行政職俸給表(一)の場合)

	職務の級	手当額 (円)	
		現行	見直し後
幹部・ 管理職員	指定職	—	51,800
	行(一) 7級以上	—	51,800
幹部・ 管理職員 以外の職員	行(一) 7級以上	41,800	51,800
	行(一)6級	39,200	49,200
	行(一)5級	37,400	47,400
	行(一)4級	22,100	24,100
	行(一)3級	17,500	19,500
	行(一)2級	8,800	10,800
	行(一)1級	7,200	9,200

②在級期間表の廃止【令和8年4月実施】

- ▶ 職務給の原則の下、職務・職責に合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止
※ 在級期間…職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求めるもの
- ▶ 関連する初任給制度等の諸制度も見直し

③転勤する職員に対する給与上の措置(特勤勤務手当等の見直し)

- 《(1)、(2)及び②は令和7年4月実施、①は令和8年4月実施》
- ▶ 勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要
 - ▶ この一環として、著しく不便な地に所在する特勤官署等に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等を次のとおり見直し
 - (1) 特勤勤務手当等と他の手当との減額調整の廃止
 - ・ 特勤勤務手当と地域手当との減額調整の廃止
 - ・ 特勤勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止
 - (2) 特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大
 - ・ 特勤官署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給
 - ※ そのほか、①特勤官署等の指定の見直し、②特勤勤務手当等の額の算定基礎の見直し等を実施
 - ▶ その他の勤務地を異にする異動に係る手当については、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう調査・検討

本年の給与勧告のポイント④

その他

通勤手当

【①(1)及び(3)は令和8年4月実施、①(2)は令和7年4月実施、②は令和8年10月実施】

- ① 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し
 - (1) 「100km以上」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)(現行は「60km以上」)
 - (2) 現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ
 - (3) 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- ② 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

【令和8年4月実施】

- ▶ 人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

宿日直手当

【令和7年4月実施】

- ▶ 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定(普通・特別宿日直: +300円 医師当直: +1,500円)

地域手当

【令和8年4月実施】

- ▶ 給与制度のアップデート(令和7年4月~)で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和8年度の支給割合を設定

期末・勤勉手当における在職期間等の取扱い

【令和8年4月実施】

- ▶ 官民間の人事交流を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算
- ▶ 研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定

職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

優秀な人材の確保のための新たな人事制度の必要性

- ▶ 人材獲得競争が激しい中、各種施策を総動員して、優秀な人材を確保し、定着させていく必要
特に政策の企画立案等の業務は、その困難性や特殊性に対応できる能力を有する人材の獲得・リテンションが喫緊の課題
- ▶ 給与制度のアップデートで措置した、職務・職責をより重視した俸給体系の整備等の取組を更に強化する必要
- ▶ 人事行政諮問会議の最終提言で、まずは政策の企画や立案、高度な調整等を担う職員を対象に、給与・人事評価・任用の在り方を一体的に見直す必要性について指摘

優秀な人材の確保に向け、新たな人事制度を検討

新たな人事制度の方向性

- ▶ 採用後の役割や活躍に応じて給与が上昇し、職員の職務や公務への貢献にふさわしい給与水準へ
 - ・ 高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系とすることが重要
 - ・ 業務効率化の視点を踏まえ、簡素で分かりやすいものとなるよう諸手当を抜本的に見直し
- ▶ 特に幹部・管理職員を中心とした政策の企画立案や高度な調整等に関わる職員の新たな人事制度は、次の事項を一体的に検討

職務・職責をより重視した給与体系

例えば、

- ・ 役職段階等により職務や職責に応じた簡素な号俸構成
- ・ 時々の職務・職責の変化に応じ水準調整が可能な仕組み
- ・ 参照すべき民間企業の業種・規模等の水準を踏まえた給与

勤務時間・任用等

- ・ 時間に縛られない働き方の導入
- ・ メリハリと納得性のある人事評価に基づく任用の在り方

- ▶ 令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な内容を報告

※ 令和7年においても、職務・職責をより重視した給与を実現し、給与上の各課題に速やかに対処する観点から先行して「本年の給与勧告のポイント②③」の見直しを実施